

## 監査委員公告

平成16年4月13日付け441-3、平成16年10月28日付け441-90及び平成16年11月18日付け441-103の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事及び宮崎県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月7日

宮崎県監査委員	川崎浩康
宮崎県監査委員	矢野政男
宮崎県監査委員	井本英雄
宮崎県監査委員	満行潤一

### 1 小林県税事務所

#### (1) 監査の結果に関する報告事項

県税収入（自動車税を含む）について、収入未済率が前年度と比較して増加している。

#### (2) 措置の内容

##### 個人県民税

(ア) 8月に地方税徴収対策会議（助役、税務課長出席）を開催し「滞納事案の分析と厳正な滞納処分の執行」を要請した。

(イ) 当事務所と各市町村との個別協議で「滞納事案の分析」を行うこととし、現在えびの市と協議中である。今後、他市町村とも同様の取り組みを予定している。

(ウ) 市町村長及び県税事務所長連名で滞納者に納税催促文書を送付することとした。（現在はえびの市のみ）

(エ) 市町村徴税吏員の徴収技術の向上のために「滞納事例を用いた滞納処分（財産調査、差押の手続き等）」の研修をした。

##### その他の税目（自動車税を含む）

(ア) 滞納事案の分析、分類を行い各々の事案に応じた滞納整理の方針を決定し、収入未済額の圧縮を行っている。

(イ) 徴収事務の経験の少ない徴税吏員に対して、日常業務を研修の場として指導するとともに、専門研修を受講させて徴収知識の修得や技術の向上を図っている。

### 2 医療薬務課

#### (1) 監査の結果に関する報告事項

公益法人に対する指導監督について、立入検査が十分に実施

されていなかった。

(2) 措置の内容

当課が所管する公益法人38法人に対する指導監督については、平成13年2月の総務省通知に基づき、平成15年度から3年計画で実施している。立入検査については、平成15年度において4法人、平成16年度においては11月末現在19法人について検査しており、今後來年度にかけて、残る16法人について立入検査を実施する予定である。

3 高齢者対策課

(1) 監査の結果に関する報告事項

業務委託契約に基づく事業実績書等の受理後、検査調書の作成及び額の確定通知がなされていないものがあった。

(2) 措置の内容

該当する検査調書及び額の確定通知については、監査終了後直ちに作成及び委託先に対して通知を行った。今後このようなことのないよう確認の徹底を図ることとする。

4 児童家庭課

(1) 監査の結果に関する報告事項

児童扶養手当返還金について、収入未済額が前年度に比較して増加している。

(2) 措置の内容

児童扶養手当返還金については、町村の協力を得て、新たな発生防止に努めるとともに、「児童扶養手当管理員」を当課に配置し、収入未済額の解消に取り組んでいる。今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

返還金の発生防止

(ア) 町村における新規の認定請求書及び毎年の現況届受付時に、受給者に対してリーフレットを配布するなどにより、受給資格を失った際の速やかな届出義務について、周知の徹底を図る。

(イ) 手当の定期支払（4月、8月、12月）前に、町村と連携して、婚姻や公的年金受給による資格喪失者の早期把握に努める。

収入の促進

(ア) 債務者に対して、職員・児童扶養手当管理員による計画的な返還指導（電話・訪問）や督促状の送付を行う。

(イ) 債務者の実態把握に努め、必要に応じて分割納入の措置をとるなど、個々のケースに応じたきめ細かな対応を行う

とともに、長期の未返還者に対しては、債務承認書を徴取する等により、時効中断の措置を講じる。

- (ウ) 転居等により連絡が取れなくなった債務者については、公簿等の調査により、新たな所在の早急な把握を行う。

## 5 中央福祉相談センター

### (1) 監査の結果に関する報告事項

郵便切手について、郵便切手出納簿の記帳が長期間なされていないなかった。

### (2) 措置の内容

平成16年3月末からの未記帳分については記帳を完了した。郵便切手の管理については、財務規則第191条に基づく事務処理を厳格に行い、管理の適正化に努めることとする。

## 6 中央福祉相談センター、延岡児童相談所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

### (2) 措置の内容

児童保護費負担金の徴収については、対策会議を開催し、滞納状況を分析・検討するとともに、未収金徴収強化月間を設定し、重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組んでいる。今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分理解させ、納入意識の高揚を図り、未収金の発生を防止する。

「福祉保健部未収金予防・収納促進要領」に基づき、未収金の発生を防止し、個々のケースに応じた効果的・合理的な徴収を行う。

未納者に対しては、引き続き文書と電話による催告を行う。また、未収金徴収強化月間を設け、期間中家庭訪問等により負担金の徴収を行うとともに、誓約書を徴取する等により、時効中断の措置を講じる。

## 7 北・西諸県福祉事務所、東臼杵福祉事務所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

### (2) 措置の内容

母子福祉資金貸付金の収入未済額については、滞納者の中に、

償還意識はあるものの、厳しい経済状況のもと、償還が困難な状況となっている者も多く、その解消に結びついていない状況にある。今後とも、職員及び母子自立支援員を中心として、下記の対策に積極的に取り組むことにより、個々のケースに応じたきめ細かな対応を図り、収入促進に努めていく。

滞納者の実態把握に努めるとともに、償還指導の進行管理の徹底を図る。

償還期間の到来前に債務者と連絡をとり、償還計画の再認識を促すとともに、償還に当たっての口座振替利用の促進を図る。

滞納額が少額なうちの早期・集中的な償還指導を実施する。

償還指導強化月間（8月・12月・3月）における夜間の償還指導等を実施する。

貸付制度運用対策会議を活用し、制度の適正運用及び償還対策の強化を図る。

債務者本人に対する督促状、保証人に対する催告状の送付と併せて、長期滞納者に対する誓約書の徴取等による適正な債権管理に努める。

## 8 高鍋保健所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、認定を誤り、過払いになっているものがあった。

### (2) 措置の内容

通常の通勤距離で認定していたが、最短距離に認定を改め、過払い分の戻入処理を行った。今後かかることのないよう確認を徹底する。

## 9 県立日南病院

### (1) 監査の結果に関する報告事項

個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

### (2) 措置の内容

未収金対策検討部会等において、発生防止策や早期回収の方策を定期的に検討し、全職員が連携して、未収金対策の取り組みを行っている。また、平成16年4月から、未収金徴収員を配置し、定期的な臨戸訪問、電話催告、未納者の実態調査等による未収金徴収業務を、これまで以上に機動的、効果的に実施している。今後とも、臨戸訪問や来院時の面接などを積極的に行い、未納者の納入意識の高揚を図るとともに、関係機関等との

連携を密にして、一層の収入促進に努める。

10 山村・木材振興課

(1) 監査の結果に関する報告事項

林業改善資金貸付金について、収入未済額が前年度に比較して増加している。

(2) 措置の内容

事務委託機関と協力しながら、延滞者及び連帯保証人に対し文書や面談、電話等による督促で厳正に対処し、さらなる収入促進を行うとともに、特に前年度の延滞額増加の原因となった延滞者に対しては、重点的に直接訪問等により返還指導を行い、収入未済額の早期回収に努めた。

11 畜産試験場

(1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、過払いが見受けられた。

(2) 措置の内容

6月22日に過年度戻入の手続きを取り、人事課からの納入通知書（7月22日納入期限）により、戻入させた。なお、納入については、7月14日、15日に納入済みであることを確認した。

12 串間土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

非常勤職員の報酬の支払いについて、過払いが見受けられた。

(2) 措置の内容

戻入手続きを行い、平成16年9月24日に戻入した。

13 日向土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

道路占用料、河川敷占用料及び一般公共用財産使用料の徴収事務について、滞納整理票が作成されておらず、督促等の記録もなかった。

用地交渉業務手当について、支給不足があった。

通勤手当について、過払いが見受けられた。

(2) 措置の内容

未納者一覧表及び督促状に基づき滞納整理票を作成し、督促等の所定事項を記録することとした。

追給手続きを行い、平成16年8月20日に追給した。

戻入手続きを行い、平成16年8月20日に戻入した。

#### 14 油津港湾事務所

##### (1) 監査の結果に関する報告事項

港湾施設使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

##### (2) 措置の内容

港湾施設使用料の未済額圧縮のための督促手法や使用許可内容の見直しの検討、また、納付誓約など確実な履行を指導し、適切な債権管理に努める。

#### 15 企業局

##### (1) 監査の結果に関する報告事項

行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

##### (2) 措置の内容

調定期間が遅れないよう、係全員で貸付財産に係る調定確認を行うための「企業局（行政・普通）財産貸付チェック一覧」を作成した。

#### 16 学校教育課

##### (1) 監査の結果に関する報告事項

育英資金貸付金及び地域改善対策奨学金について、収入未済額が前年度に比較して増加している。

##### (2) 措置の内容

従来より、6月を集中的な滞納整理期間として位置付け、直接訪問等により返還指導を強化しているが、10月も実施することとし、「返還促進取扱要領」に基づく未済者本人及び連帯保証人への夜間の電話催告の実施等、厳正に対処しながら、より一層の収入促進を図った。

#### 17 宮崎商業高等学校

##### (1) 監査の結果に関する報告事項

第7棟大規模改造に伴うOA機器等の撤去・設置作業委託（2件）及び校内LAN関連機器の調整・動作確認作業委託（2件）について、指名競争入札で執行すべきものが、それぞれ随意契約で実施されていた。

##### (2) 措置の内容

今後、今回のような委託契約を執行するに当たっては、十分な事前協議を行い、地方自治法施行令に則った適切な事務処理を実施するよう指導した。また、県立学校等への財務に関する訪問指導を強化することにより、チェック体制の充実を図った。

18 社団法人宮崎県林業公社

(1) 監査の結果に関する報告事項

多額の借入金（負債）を抱えており、組織体制の見直し、事務の合理化及び管理費の抑制を図るなど、経営改善に向けた取組を促進すべきである。

(2) 措置の内容

平成16年度当初において、早急に実施できる下記 ~ の改善に加え、下記 の抜本的対策に基づき改革を実行する。

常勤役員の減

常勤理事を3名体制から1名とした。

常勤副理事長は環境森林部長兼務とした。

常勤監事を非常勤とした。

職員の減

職員を2名減とした。

組織の縮小

3課体制を2課体制とした。

事務所スペースの縮小、公用車の減車等による経費抑制。

新聞購読料、現行法規追録代等の一部廃止。

抜本的改革の内容

平成17～19年度の3年間を集中改革実施期間と設定し、

下記の改革を実施する。

(ア) 現行の契約内容の見直し

(イ) 債務累積の抑止

(ウ) 運営経費の縮減 など